

## 公益財団法人上高会 上ノ原山荘大規模改修資金管理規程

1. 上ノ原山荘の改修資金として、積立限度額（目標額）を23,000千円として積み立てる。
2. 上ノ原山荘の改修資金は、積み立て期間を平成30年度とする。
3. この資金は公益目的保有財産であり、特定資産の資産取得資金として管理する。
4. 目的を達成するために善良な管理者の注意を持って管理しなければならず、資金を使用するときは、あらかじめ理事会の承認を要する。
5. 本規定は、理事会の承認により改廃することができる。

平成23年5月28日 制定

平成28年5月28日 積立限度額の改正

平成29年1月28日 積み立て期日の改正

平成30年4月1日 廃止

## 公益財団法人上高会 寄附金管理規程

1. 寄附金は、みずほ銀行根津支店の「寄付金」口座を経て、流動資産の普通預金に繰り入れる。
2. 寄附金の各公益目的事業への配賦を次の通りとする。  
公1（青少年育成）97%、公2（生涯教育）3%  
但し、目的が特定された寄附金を除く。
3. 本規定は、理事会の承認により改廃することができる。

平成30年2月10日 各公益目的事業への配賦の改正

## 公益財団法人上高会 会議運営及び議事録細則

### 第1章 会議運営及び議事録

#### 1 評議員会

- ・理事長が欠席の場合は、出席した評議員より1名を議長に選任し、出席した評議員が議事録に記名押印する。

#### 2 理事会

- ・理事長が欠席の場合は、出席した理事より1名を議長に選任し、出席した理事が議事録に記名押印する。

平成28年5月28日 制定する。

平成30年5月11日 議事録記名押印を改正

## 公益財団法人上高会 評議員選定委員会運用細則

1. 評議員選定委員5名は、定款第11条3項に定める外部委員2名を含め理事会において選任する。
2. 評議員選定委員の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度に関する定時評議員会の終了時までとする。
3. 任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお評議員選定委員としての権利義務を有する。
4. 評議員選定委員は、無報酬とする。
5. 評議員選定委員会は、定時評議員会の前に毎年度1回開催するほか、必要がある場合に開催する。
6. 評議員選定委員会は、理事長が招集する。
7. 評議員選定委員会の議事については、議事録を作成し、出席した外部委員が議事録に記名捺印する。
8. 本規定は、理事会の承認により改廃することができる。

(制定日 不明)